

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

女川町長 須 田 善 明

1 入札に付する工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 上二区集会所建築工事 |
| (2) 施 工 場 所 | 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立地内 |
| (3) 工 事 概 要 | 構造 木造 階数 地上1階 建築面積 213.28㎡ 延べ面積 210.28㎡ 建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 外構工事 一式 |
| (4) 工 事 期 限 | 契約日の翌日から令和5年1月31日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 公表しない。（事後公表） |
| (6) 最低制限価格 | 以下の算式により算出された金額とする。 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9 +現場管理費×0.9+一般管理費×0.55 |
| (7) 支 払 条 件 | 前払及び部分払（前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の5以内の額。部分払は、工期中1回。） |
| (8) 契 約 締 結 | 落札から7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により町議会の議決を得た日とする。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づく令和3・4年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者で、下記の要件を満たすこと。

(1) 事業所の所在地に関する条件

宮城県内に契約権のある本社（店）又は営業所等（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

(2) 経営事項審査結果に関する条件

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する「建築工事」の総合評定値が950点以上又は総合評定値が850点以上かつ一級技術者が7人以上所属していること。

(3) 過去の実績

平成24年度以降に国又は地方公共団体が発注した木造の建築一式工事で、新築、改築又は増築工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、構成員のうち出資比率が最大のときに限る。）。

(4) 配置技術者に関する条件

主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、その主任技術者又は監理技術者は、平成24年度以降に国又は地方公共団体が発注した新築、増築又は改築工事を元請けの主任技術者又は監理技術者として施工実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、構成員のうち出資比率が最大のときに限る。）。

(5) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

(7) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていると認められる者。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若し

くは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名：女川町総務課

電話番号：0225 - 54 - 3131（内線222、223）

郵便番号：986 - 2265

住 所：宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
女川町役場庁舎2階

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

イ 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。

(イ) 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

(4) 入札の提出期限及び場所

ア 提出期限及び方法

提出期限は令和4年5月23日（月）、提出方法は郵送（配達証明付書留郵便）とし、詳細は6の(1)に記載のとおりとする。

イ 場所

(1)と同じ。

(5) 開札の日時、場所等

ア 日時

令和4年5月24日（火）午前11時

イ 場所

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（アについては、3の(2)により配布する様式による。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加申請書(様式第1号) 1部
- イ 特定建設業の許可書の写し 1部
- ウ 配置予定技術者に関する調書(様式第3号) 1部
- エ 配置予定技術者届 1部
- オ 委任状 1部
- カ 所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒 1部
- キ 経営事項審査結果通知書の写し(最新) 1部
- ク 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺 1部
- ケ 木造建築の実績が確認できるもの 1部

(2) 入札参加書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限及び場所

5の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。

(5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に提出すること。

5 入札日程

| 手続等 | 期間・期日・期限 | 場 所 |
|----------------|--|--|
| 入札参加申請書類 交付 | 期間 令和4年4月18日(月)から 令和4年5月12日(木)まで | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 |
| 設計図書の閲覧・配付 | 期間 令和4年4月18日(月)から 令和4年5月12日(木)まで | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 |
| 質疑の受付 | 期間 令和4年4月22日(金)から 令和4年4月28日(木)まで | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 |
| 入札参加申請書類提出 | 期限 令和4年5月13日(金) ※郵送必着 | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 ※郵送(配達証明付郵便) |
| 回答書の閲覧 | 期間 令和4年5月11日(水)から 令和4年5月12日(木)まで | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 |
| 入札参加資格通知 | 期日 令和4年5月18日(水) | |
| 入札書受付締切 | 期限 令和4年5月23日(月) ※郵送必着 | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎総務課 ※郵送(配達証明付郵便) |
| 開札 | 日時 令和4年5月24日(火) 午前11時 | 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1 番地1 女川町役場庁舎3階小会議室 |

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 入札書の提出期限は令和4年5月23日（月）とする。

イ 入札書の提出方法は郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る工事名及び工事番号並びに開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。

ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。

(2) 開札の日時及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人（代理人の場合は委任状を提出のこと。）は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。

(5) 最低制限価格を下回る入札をしたものは、失格となり、再度の入札に参加することができない。

7 入札保証金

免除とする。

8 工事費内訳書の提示について

(1) 入札に際し、1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とするが、自社の様式を使用する場合には、必ず項目（工事区分、工種、名称、数量、単位等）は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

(3) 工事費内訳書は、6の(1)の入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。

(4) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の無効

- (1) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかなきとき。
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。
- (6) 契約締結後において、上記（1）から（5）により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した入札者等のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、女川町建設工事執行規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、入札参加申請時の「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」に記載されている者を本工事の現場に配置しなければならない。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (3) この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (5) 女川町建設工事執行規則及び競争入札参加心得については、女川町ホームページ又は女川町総務課において閲覧できる。